

令和8年7月22日

関係各位

公益財団法人うらやす財団
理事長 石川 豪三

臨時職員の不祥事に関する対応について（公表）

令和7年11月7日、当財団が管理運営する「舞浜駅第3自転車駐車場」において、当財団の臨時職員が利用者の駐輪車両（自転車カゴ内）から所持品を窃取するという事案が発生しましたので、下記のとおり公表します。

1. 当該職員に対する処分内容

- 処 分 内 容：懲戒免職
- 処分年月日：令和8年4月17日
- 対 応 経 緯：

令和8年4月7日に当該職員が事案への関与を認めたため、同日付で自宅待機を命じ、緊急懲戒審査会で審議し、就業規則および服務規程に基づき厳正に処分しました。

2. 再発防止策

当財団は今回の事案を重く受け止め、今後、このような事態が二度と発生しないよう、以下の対策を講じて、皆様に安心して施設をご利用いただけるよう、職員一同、全力を挙げて取り組んでまいります。

- コンプライアンス教育の再徹底：
全スタッフへの研修を重ね、職業倫理の自覚を徹底します。
- 管理ルール of 厳格化：
適切な物品管理と、複数名によるダブルチェック体制を強化します。
- 管理体制の強化：現場の巡回指導を強化し、業務状況を厳格に管理します。

以上